

熱海市子ども・子育て支援事業計画第三期策定に係る
ニーズ調査等業務委託仕様書

1 業務委託名

熱海市子ども・子育て支援事業計画第三期策定に係るニーズ調査等業務委託

2 目的

子ども・子育て支援法に規定される「子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）」を策定するにあたり、子育て中の保護者に対しアンケートによるニーズ調査を実施し、熱海市（以下「委託者」という。）の現状と課題の整理、分析等を行うことを目的とする。

3 準拠法令等

子ども基本法

子ども・子育て関連3法

次世代育成支援対策推進法

子どもの貧困対策の推進に関する法律

子ども・若者育成支援推進法

上記の施行令、施行規則、その他関係法令及び規程

4 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5 業務内容

(1) ニーズ調査

事業計画における需要量の見込みを設定する上での基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等についてアンケートを行い、調査の集計及び調査結果に基づく必要なサービスとその分量等の整理、分析のとりまとめの実施。

ア. 調査対象者及びサンプル数

①未就学児童の保護者 約550票

②小学生児童の保護者 約950票

※調査票は、①については、国の基本方針やモデル調査票案をもとに熱海市独自の設問を加え、②については、子ども基本法の趣旨及び現在の課題や社会的変化などを踏まえて新たに設計する。受託者は、調査票案設計にあたっての助言・アドバイス、情報提供、素案などを行う。

※独自設問とは別に、世帯年収を含めた子ども生活実態調査関連項目（子ども貧困対策関係設問）を4～5問程度設定するものとする。

※アンケート票頁数は16頁を基本とする。

イ. 抽出方法

委託者が、住民基本台帳から上記対象者世帯を母集団として系統抽出方法により抽出。

ウ. 調査方法

調査票の設計及び印刷、アの①②の返信用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封緘は受託者が行い、宛名ラベルへの貼付及び回収は委託者が行う。(発送・回収にかかる経費は委託者が負担する。)なお、アンケート票の配布回収方法は以下のとおりとする。

- ①未就学児：未就園児童保護者（郵送配布・郵送回収）
- ②未就学児：就園児童保護者（直接配布・直接回収）
- ③小学生児童：小学生児童保護者（直接配布・直接回収）

エ. 子育て関連情報チラシ作成及びプッシュメール作成

調査票配布に伴い、委託者が運用している「子育て支援ホームページ及びアプリケーション：子育てタウン」の案内チラシ及びアプリケーションプッシュメールを作成・印刷する。チラシ及びプッシュメールの作成は、アプリケーション機能確認及び著作権の観点から、受託者はホームページ及びアプリケーション運用・保守会社（受託者：株式会社ぎょうせい東京支社）に確認を受託者責任のもと取らなくてはならない。また、確認入力作業に別途費用が発生する場合は、受託者の全負担とする。

①子育て関連情報チラシ封入・印刷

作成部数は、1,500部とし、発送用封筒への封入は受託者が行うものとする。

②アプリケーションプッシュメール作成

想定しているアプリケーションメール作成は以下のとおりとする。

- ・ニーズ調査配布事前告知
- ・ニーズ調査配布時
- ・ニーズ調査ご協力に対する感謝文及び催促文

オ. 調査期間

令和5年10月 ～ 令和5年11月を想定

カ. 報告とりまとめ期限

令和6年3月31日

(2) 現状の分析と課題の整理

子ども・子育て支援に係る現状を分析し、その内容に基づき委託者の課題を抽出する。

(3) 会議への支援

中間報告会等の会議の開催にあたり、資料作成や情報提供、会議運営支援等を行う。会議の開催は2回とし、受託者はオブザーバーとして出席し、討議結果を反映させる。また、会

議録作成は要録とする。

(4) 報告書の作成

(1) ～ (3) を反映し、ニーズ調査の報告書を作成する。

(5) 子ども計画策定のための情報提供

子ども計画を策定（又は上位計画に位置付け一体化）するために政策判断を要するため、受託者は委託者に適宜情報提供を行う。また、当事者及び関係者の意見聴取のための手法について情報提供を併せて行う。

(6) 福祉関連法令の改正概要の提供

子ども基本法、子ども・子育て支援法や児童福祉法を中心に、福祉関連法令と本計画内容との整合性を図るため、国から福祉関連の改正法令が示される都度、情報を収集し、専門的知見を担保したうえで取りまとめた法令・例規の解説資料を委託者に提供すること。

なお、国より提示された資料に受託者独自の見解を含めた資料を提供すること。

6 成果品

- (1) ニーズ調査報告資料：A4判 120 頁相当、簡易製本 30 部
- (2) ニーズ調査報告書データ 1 式
- (3) 各種集計データ 1 式
- (4) 例規関係情報提供資料 1 式

7 その他

- (1) 成果品の帰属については、すべて委託者とする。
- (2) 本業務の実施により知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (3) 受託者は個人情報の適切な取り扱いを保証（プライバシーマーク）すること。
- (4) 受託者は本仕様書に記載する要件を満たすことを証明する書類を委託者に報告するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項等については、委託者と受託者で協議し、受託者はその指示に従うものとする。